

信州大学と長野県立歴史館との連携に関する覚書

国立大学法人信州大学（以下「甲」という）と長野県立歴史館（以下「乙」という）は、先に締結した「信州大学と長野県教育委員会との連携に関する協定書」（平成28年1月26日）に基づき、長野県の博物館の発展と博物館教育に関わる人材の育成並びに県民の文化と生涯学習の振興に寄与するため、博物館教育、研究その他相互に連携及び協力する事項に関し、次のとおり覚書を締結する。

（連携協力事項）

第1 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 一 博物館学芸員の養成に関すること。
- 二 博物館における教育研究活動に関すること。
- 三 博物館に関する情報、資料及び展示に関すること。
- 四 歴史研究に関すること。
- 五 その他甲及び乙が必要と認める事項。

（連絡協議会）

第2 甲及び乙は、第1の連携協力事項の円滑な実施を図るため、連絡協議会を設置する。

2 連絡協議会に事務局を置き、甲においては学務部学務課が、乙においては学芸部が担当する。

（研究会）

第3 甲及び乙は、博物館活動に関する課題やその他専門的事項の調査研究を行うため、必要に応じて研究会を設置することができる。

（有効期間）

第4 この覚書は、令和2年11月1日から発効し、有効期間は3年とする。ただし、甲及び乙は、その間の連携協力内容を相互に確認し、甲乙の合意により更新することができる。

（細目）

第5 この覚書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの覚書に定めのない事項について必要が生じた場合は、甲乙が協議の上、定めるものとする。

上記覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、その1通を保有するものとする。

令和2年11月1日

（甲）国立大学法人信州大学理事

（教務担当）・副学長

平野吉直



令和2年11月1日

（乙）長野県立歴史館長

笹本正俊

